

事例3-③	
件名	要介護認定等に係る事務負担の軽減
改善の方向	厚生労働省は、要介護認定等に係る更新申請について、認定区分の状態変化状況等を考慮しつつ、市町村及び被保険者の事務負担の軽減策を講ずる必要がある。
意見・要望等	<p>要介護認定等の有効期間は、要支援認定で最長12か月、要介護認定で最長24か月とされているが、要介護者等の中には、心身の状態が固定しており、わざわざ認定の更新手続を本人や家族に行ってもらうのが気の毒な例も多く、また、行政にとっても要介護者等の増加に伴い、その認定手続の事務負担が大きくなっていることから、有効期間を延長してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(市町村介護保険課)</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	介護保険法（平成9年法律第123号） 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けようとする被保険者は、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請しなければならない（介護保険法（以下、本事例において「法」という。）第27条第1項及び法第32条第1項）。</p> <p>一方、市町村は、被保険者から申請があったときは、被保険者と面接し、その心身の状況、その置かれている環境など必要な事項について調査し（法第27条第2項及び法第32条第2項）、被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求め（法第27条第3項及び法第32条第2項）、調査の結果を介護認定審査会（注）に通知し、申請のあった被保険者について、要介護（要支援）状態に該当すること及びその該当する要介護（要支援）状態区分に応じ、審査及び判定を求める（法第27条第4項及び法第32条第3項）。</p> <p>（注）介護認定審査会とは、要介護状態又は要支援状態に該当すること及び介護の必要程度等に応じて認定基準で定める区分について審査及び判定を行うため、市町村に置かれる組織（法第14条等）。</p> <p>また、介護認定審査会は、必要に応じて被保険者、その家族、主治の医師の意見を聴き、審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知し（法第27条第5項及び第6項並びに法第32条第4項及び第5項）、市町村はその結果を被保険者に通知する（法27条第7項及び法第32条第6項）こととされている。</p> <p>要介護認定等は、要介護（要支援）状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間（以下「有効期間」という。）内に限り、その効力を有</p>

する。要介護認定等を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護（要支援）状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定等の更新の申請をすることができる（法第28条及び法第33条）。

なお、更新の際の有効期間については、要介護認定は介護保険法施行規則第38条、要支援認定は同法規則第55条に基づき、表1のとおり、規定されている。

表1 要介護認定等の更新の有効期間

区分	原則	設定可能な範囲
要介護	12か月	3～24か月
要支援	12か月	3～12か月

(注) 当省の調査結果による。

[問題となる実態等]

今回調査した6市町村における平成24年度の要介護認定等の更新申請による認定区分の状態変化状況は、各市町村とも、状態の「改善」が15%前後、「固定」が65%前後、「悪化」が25%前後となっている。

この6市町村のうち平成22年度から24年度の要介護認定等の更新申請による認定区分の状態変化状況を把握できた4市町村において、状態の「固定」の割合をみたところ、毎年度、ほぼ60%前後で推移している。

また、11市町村における平成24年度の要介護認定等に係る費用の発生状況を調査した結果、認定申請1件当たりの費用は、表2のとおり、1万5,000円以上1万8,000円未満が5市町村と最も多く、一番高い市町村は約1万7,500円となっている。一方、一番安い市町村は1万円未満の2市町村のうちの1市町村で約7,000円となっている。

表2 調査対象11市町村における要介護認定等に係る費用

介護認定等の申請1件当たりの費用	市町村数
1万円未満	2
1万円以上～1万2,000円未満	2
1万2,000円以上～1万5,000円未満	2
1万5,000円以上～1万8,000円未満	5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 介護認定等の申請1件当たりの費用は、申請処理経費（調査委託料、主治医意見書手数料、審査会委員報酬等）及びシステム運営経費の合計を介護認定申請件数で除したものの。

なお、表3のとおり、有効期間を延長することについて、2市町村では、サービス利用者の状態が改善しているにもかかわらず、区分変

更の^レ手続をしない可能性が考えられるなど延長すべきでないとの意見である。しかし、3市町村では、被保険者にとって安心感を得られることや市町村の介護認定に係る業務負担の軽減になることから有効期間を延長すべきとしている。

表3 有効期間の延長に係る市町村（保険者）における主な意見

意見の内容
事業者の中には、収入が減少することを嫌って、サービス利用者の状態が改善しているにもかかわらず、区分変更の手続をしない可能性が考えられる。
担当する要介護者等が多い中で、介護支援専門員が一人一人の要介護者等の状態の変化を判断しづらくなることも考えられる。
被保険者にとっては <u>現在のサービスを長く安定的に利用でき、安心感を得られる。</u>
心身の状態が安定している者については、 <u>区分変更制度もあり支障がないと考えられることから有効期間を延長すべきである。</u>
市町村の介護認定に係る業務負担が軽減につながる。

(注) 当省の調査結果による。

また、調査した3介護支援事業者では、表4のとおり、申請者、保険者及び事業者それぞれの負担軽減につながることから、心身の状態が安定している者については、有効期間を延長すべきとしている。

表4 有効期間の延長に係る3介護支援事業者における意見

意見の内容
<ul style="list-style-type: none"> 要支援者については、状態が安定しており、<u>現行の12か月を延長してもいいのではないか。</u> 更新に伴う事務処理について、代理申請もケアマネージャーの業務ではあるが、有効期間延長により更新作業の回数が減少すれば、ケアプランの作成等ケアマネージャーの本来業務に従事できる時間が増える。 認定区分が下がった場合に利用できるサービスが減少することから自ら区分変更をせず、介護保険全体として不要な支出が生じる可能性があるのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> 有効期間の途中であっても状態に応じて<u>要介護度を見直す区分変更制度があるので、心身の状態が安定している者については、可能な限り有効期間を延長すべきである。</u> 申請者においては、要介護認定等の手続における認定調査員の訪問調査や主治医診断書を作成するための受診、それに伴う家族の立会などの負担、保険者である市町村においては、<u>要介護認定等に係る事務負担、介護支援専門員においては、認定の都度のケアプランの作成の負担が軽減される。</u>
<ul style="list-style-type: none"> 更新申請の頻度が少なくなり、<u>認定申請者の負担が緩和される。</u>

(注) 当省の調査結果による。



(参考)

要介護者及び要支援者の認定者数の推移は、表5のとおりであり、毎年度増加している。

表5 要介護者及び要支援者の認定者数の推移 (単位：万人)

区 分	平成22年度	23年度	24年度	25年度
要介護者	361.2 (100)	374.9 (104)	392.6 (109)	409.6 (113)
要支援者	125.8 (100)	133.1 (106)	140.4 (112)	154.4 (123)
合計	487 (100)	508 (104)	533 (109)	564 (116)

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
2 認定者数は、各年度4月末現在の数値である。
3 ()内は、平成22年度を100とした場合の指数である。